

平成 24 年 10 月 16 日

新たな業態別評議会の設置申請について

日本証券業協会
会 員 部

1. 設置の趣旨

我が国では、近年、証券投資は低迷しており、「貯蓄から投資へ」の流れが止まっているように見える。

こうした状況に鑑みると、証券界から意見を発信するなど積極的な行動が必要であるが、証券会社の業務内容や収益基盤、顧客基盤は多様化しており、会員全体としての意見の集約や発信が難しい状況にある。

については、新たに、個人投資家営業を主たる顧客基盤とする証券会社を参加資格とする業態別評議会「個人投資家応援証券評議会」を設立し、個人投資家の目線で証券市場の活性化策や規制緩和要望などを取りまとめ、日本証券業協会の活動に貢献して参りたい。

2. 新たに設置する業態別評議会 個人投資家応援証券評議会

3. 参加対象会員及び委員

(1) 参加対象会員

原則として、個人投資家営業を主たる顧客基盤とする証券会社を対象とし、会員代表者又はこれに準ずる者が委員となる。

(2) 申請会員 (11 社・50 音順)

安藤証券、今村証券、SBI証券、カブドットコム証券、立花証券、光証券、マネックス証券、明和証券、山和証券、豊証券、楽天証券

4. 設置の時期

平成 24 年 11 月 1 日

5. 本評議会の事務

本評議会の事務は、会員部が担当する。

以 上

未公開株等詐欺未然防止キャンペーン 街頭注意喚起活動実施状況

資料2

○全国47各都道府県52か所で実施(予定を含む)

平成24年10月11日現在

月/日	曜日	開始	終了	地区協会	実施場所	開催場所	参加							メディア					
							証券 会社	会社数	財務 局	県警	その他	協会	合計	掲載・放映媒体			新聞	T V	ラジオ
9/6	木	16:00	17:00	九州	鹿児島市	J R鹿児島中央駅	9	(7社)	1	10	0	2	22	南日本放送 (9/6夕方ニュース放送)、鹿児島放送 (9/6夕方ニュース放送)、鹿児島読売テレビ (9/6夕方ニュース放送)、読売新聞 鹿児島 (9/7掲載)、南日本新聞 (9/7掲載)			2	3	
9/12	水	16:30	17:30	九州	熊本市	びぶれす広場 (熊本市内商店街)	17	(9社)	1	10	0	2	30	NHK熊本放送局 (9/11夕方ニュース放送)、熊本放送 (9/12夕方ニュース放送)、熊本日日新聞 (9/13掲載)			1	2	
9/19	水	12:15	13:00	九州	長崎市	長崎駅	6	(5社)	3	6	0	2	17	長崎国際テレビ (9/19夕方ニュース放送)、長崎文化放送 (9/19夕方ニュース放送)、西日本新聞 (9/22掲載)、長崎新聞 (9/21朝刊掲載)			2	2	
		17:00	17:30	東京	沖縄	イオン南風原 (はえばる) 店 1階イベント広場	11	(4社)	2	10	0	2	25						
		18:00	19:00	九州	福岡市	J R博多駅	26	(14社)	6	50	0	2	84	NHK福岡放送局 (9/19夜ニュース、9/20夕方ニュース放送)、九州朝日放送 (9/19夜ニュース放送)				3	
9/21	金	10:30	11:30	東京	水戸市	水戸赤十字病院	3	(2社)	4	6	0	2	15	読売新聞 (9/22掲載)			1		
		11:00	11:30	東京	大宮市	J R大宮駅西口コンコース	12	(8社)	5	2	0	3	22	朝日新聞 (9/23掲載)、埼玉テレビ (9/21放送)、埼玉新聞 (9/22掲載)			2	1	
9/22	土	17:30	19:00	九州	佐賀市	鳥栖スタジアム	2	(1社)	3	14	0	3	22	佐賀新聞 (9/26掲載)			1		
9/24	月	8:00	10:15	東京	長野市	長野駅・善光寺門前・(財務局前)	18	(6社)	10	4	0	2	34	信濃毎日新聞 (9/25掲載) 信越放送 (9/24夕方ニュース放送)			1	1	
		11:00	11:30	東京	宇都宮市	パンパひろば (二荒山神社前)	13	(10社)	3	5	0	2	23	下野新聞 (9/25掲載)、産経新聞 (9/25掲載)、東京新聞・中日新聞宇都宮支局 (9/25掲載)、NHK宇都宮 (9/24放送)、GRT 栃木放送 (9/24放送)			3		
		11:00	12:00	北陸	金沢市	香林坊	7	(6社)	2	6	0	2	17	石川テレビ (9/24夕方ニュース放送)、北陸放送 (9/24夕方ニュース放送)、北陸朝日放送 (9/24夕方ニュース放送)、北陸中日新聞 (9/25掲載)、北國新聞 (9/25掲載)			2	3	
		11:00	12:00	大阪	大阪市	梅田地下街・お伊弉うめだ(大阪府警察コミュニティプラザ前)	27	(18社)	5	5	0	7	44	NHK大阪 (9/24ニュース放送)、テレビ大阪 (9/24ニュース放送)、日刊工新聞 (9/25掲載)、毎日放送 (9/28ニュース放送)			1	3	
		12:00	13:00	北海道	札幌市	大通ビッセ地下歩行空間	12	(10社)	2	2	2	4	22	札幌テレビ放送 (9/24放映)、北海道新聞 (9/25掲載)			1	1	
		12:30	13:00	四国	高松市	田町商店街 (アーケード)	14	(9社)	3	5	0	2	24	NHK高松 (9/24 18時台、20時台ニュース放送)、西日本放送 (9/24 18時台ニュース放送)、四国新聞 (9/27掲載)			1	3	
		13:00	14:00	大阪	和歌山市	イズミヤ和歌山店	12	(8社)	2	7	0	5	26	NHK和歌山 (9/24ニュース放送)、和歌山放送 (9/24ニュース放送)、読売新聞 (9/25掲載)、毎日新聞 (9/28掲載)			2	1	1
		14:00	14:40	東北	青森市	J R青森駅前	4	(3社)	1	4	7	2	18	NHK青森放送局 (9/24夕方ニュース放送)、青森朝日放送 (9/24夕方ニュース放送)、東奥日報社 (9/25掲載)			1	2	
		14:00	15:00	名古屋	名古屋市	J R名古屋駅前広場	35	(19社)	4	38	0	6	83	東海テレビ (9/24ニュース放送)、中日新聞 (9/25掲載)、中部経済新聞 (9/25掲載)			2	1	
		9/25	火	8:00	9:00	北陸	福井市	J R福井駅前	16	(8社)	3	6	0	2	27	福井新聞 (9/27掲載)、日刊県民福井 (9/27掲載)			2
8:00	8:45			中国	広島市	J R広島駅南口	30	(13社)	6	7	9	4	56	中国新聞 (9/22、9/26、10/5掲載)、朝日新聞 (9/26掲載)、毎日新聞 (9/26掲載)、日経新聞 (9/26掲載)、読売新聞 (9/26掲載)、NHK広島 (9/25屋ニュース放映)、テレビ新広島 (9/25夕方ニュース放映)、広島テレビ (9/25夕方ニュース放映、9/26未明ニュース再放送)、広島ホームテレビ (9/25夕方ニュース放映)			7	5	
10:30	11:30			東京	横浜市	J R桜木町駅前広場	38	(14社)	3	5	0	4	50	神奈川新聞 (9/26掲載)			1		
12:00	13:00			北海道	旭川市	イオンモール旭川西店前	4	(2社)	2	3	3	2	14	北海道新聞 (9/25掲載)			1		
13:30	14:30			大阪	神戸市	J R三ノ宮駅	26	(13社)	2	12	0	7	47	ラジオ関西 (9/25ニュース放送)、神戸新聞 (9/26掲載)、毎日新聞 (9/26掲載)			2		1
9/26	水	8:00	9:00	中国	岡山市	J R岡山駅東口	37	(14社)	4	10	0	2	53	山陽新聞 (9/27掲載)、山陽放送 (9/26放送)、おかやま財界 (10/5掲載)			1	1	1
		14:00	15:00	東京	東京都墨田区	東京ソラマチ「ソラミ坂」	14	(6社)	4	11	0	15	44	ニッキン (9/28掲載)			1		
		15:30	16:30	北海道	北見市	ビックハウスメッセ店前	2	(1社)	2	5	3	2	14	北海道新聞 (9/25、9/27掲載)			1		
9/27	木	8:00	9:00	大阪	奈良市	近鉄奈良駅	15	(10社)	2	9	0	5	31	NHK奈良 (9/27ニュース放送)、奈良テレビ (9/27ニュース放送)、毎日新聞 (9/28掲載)、読売新聞 (9/28掲載)、奈良新聞 (9/28掲載)			3	2	
		8:00	8:30	四国	徳島市	J R徳島駅 駅前	17	(8社)	4	5	0	2	28	NHK徳島 (9/27 12時台ニュース放送)、徳島新聞 (9/27掲載)			1	1	
		13:30	14:30	北海道	釧路市	イオン釧路昭和店前	4	(2社)	1	5	5	2	17	北海道新聞 (9/25、9/28掲載)、釧路新聞 (9/28掲載)			3		
		14:00	15:00	大阪	京都市	京都三条会商店街	23	(16社)	2	21	0	6	52						
		17:00	18:00	大阪	大津市	J R大津駅	13	(6社)	3	3	0	5	24	中日新聞 (9/25掲載)			1		
9/28	金	14:00	15:00	北海道	函館市	MEGAドンキホーテ函館店前	3	(1社)	2	3	9	1	18	北海道新聞 (9/25掲載)			1		
		17:00	18:00	九州	大分市	トキハデパート本店前	8	(4社)	1	6	0	2	17	NHK大分放送局 (9/29朝ニュース放送)、大分合同新聞 (9/29掲載)、西日本新聞 (9/29掲載)、朝日新聞 (9/29掲載)			3	1	
9/30	日	10:00	11:00	東北	山形市	山形駅西口広場	8	(5社)	2	4	0	2	16	山形新聞 (10/1掲載)			1		

月/日	曜日	開始	終了	地区協会	実施場所	開催場所	参加							メディア			
							証券 会社	会社数	財務 局	県警	その他	協会	合計	掲載・放映媒体	新聞	TV	ラジオ
10/2	火	9:00	10:00	東北	秋田市	秋田赤十字病院前	6	(4社)	1	6	0	2	15	秋田放送(10/2昼ニュース放送)		1	
10/3	水	7:30	8:30	中国	松江市	J R松江駅北口	10	(4社)	3	5	0	2	20	NHK松江放送(10/3昼 夕方ニュース放送)、山陰中央テレビ(10/3昼ニュース放送)		3	
10/10	水	14:00	15:00	東北	福島市	J R福島駅東口前	7	(5社)	2	10	0	2	21	福島民報社(10/11朝刊)、福島民友新聞社(10/11朝刊)	2		
10/11	木	8:00	8:20	四国	松山市	伊予鉄道 松山市駅前	17	(10社)	3	4	0	2	26	NHK松山(10/11ニュース放送)、あいテレビ(10/11ニュース放送)、テレビ愛媛(10/11ニュース放送)		3	
10/14	日	13:00	14:00	名古屋	静岡市	エスパルスドリームプラザ											
10/15	月	10:00	11:00	中国	下関市	J R下関駅東口											
		11:00	12:00	名古屋	四日市市	近鉄四日市駅前ふれあいモール広場											
		11:00	12:00	名古屋	大垣市	イオンモール大垣											
10/17	水	12:00	13:00	東京	新潟市	本町市場近辺											
10/18	木	10:00	11:00	東北	盛岡市	J R盛岡駅東口											
		12:00	13:00	東京	長岡市	長岡市役所(アオーレ長岡)前											
		14:00	15:00	中国	鳥取市	イオンモール鳥取北											
		17:00	18:00	四国	高知	中央公園 北口											
10/19	金	11:00	12:00	東京	高崎	J R高崎駅											
10/20	土	13:00	14:30	九州	宮崎市	高千穂通											
10/31	水	10:00	11:00	東京	山梨市	J R甲府駅前											
11/5	月	9:30	10:30	東北	仙台市	仙台駅 西口											
				北陸	(富山市:調整中)	(調整中)											
				東京	千葉市	(調整中)											
合 計							533	(290社)	111	328	38	122	1,132	—	54	43	3

「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」の設置について

平成 24 年 9 月 18 日
日本証券業協会

1. 設置の目的

我が国経済が新たな成長を実現していくためには、金融・資本市場の根幹とも言える株式市場が、企業の円滑な資金調達の間として、また、国民の健全な資産形成の間として、その機能を十分に発揮していくことが不可欠である。

このため、我が国経済の再生とさらなる成長に向けて、我が国における公募増資等を巡る諸課題を整理のうえ、そのあり方について集中的に議論を行うため、証券戦略会議の下に、「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」（以下「分科会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 我が国における公募増資制度の変遷、欧米との比較等
- (2) 証券会社による公募株式の引受けのあり方
- (3) 経済の活性化と公募増資のあり方

※ 上記 (3) の検討は、上記 (1) 及び (2) における整理を踏まえて行う。

3. 構成・運営

- (1) 分科会は、証券戦略会議の委員、会員代表者、会員の役員又は学識経験者から選任する委員をもって構成する。
- (2) 分科会の委員は、証券戦略会議議長が選任する。
- (3) 分科会の委員長及び副委員長は、委員のうちから証券戦略会議議長が選任する。
- (4) 分科会の委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

4. スケジュール（予定）

適宜、証券戦略会議等に中間報告を行うとともに、平成 25 年 6 月末までに最終報告書の取りまとめを行う。

5. 事務局

分科会の事務局は、日本証券業協会 企画部が担当する。

以 上

「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」名簿

平成 24 年 10 月
日本証券業協会

委員長	横 尾 敬 介	(み ず ほ 証 券 常 任 顧 問)
副委員長	松 本 大	(マ ネ ッ ク ス 証 券 代 表 取 締 役 社 長 C E O)
委 員	石 井 登	(立 花 証 券 代 表 取 締 役 社 長)
"	乾 裕	(エ ー ス 証 券 代 表 取 締 役 会 長 兼 C E O)
"	今 村 九 治	(今 村 証 券 代 表 取 締 役 社 長)
"	岩 木 川 雅 司	(S M B C 日 興 証 券 専 務 取 締 役)
"	尾 崎 哲	(野 村 證 券 執 行 役 副 社 長)
"	佐 護 勝 紀	(ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス 証 券 取 締 役 副 社 長 証 券 部 門 統 括)
"	高 橋 昭 夫	(大 和 証 券 代 表 取 締 役 副 社 長)
"	中 村 春 雄	(三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 取 締 役 副 社 長 投 資 銀 行 本 部 長)
"	松 井 道 夫	(松 井 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

以 上 11 名
(敬称略・五十音順)

協会員に対する処分及び勧告について

平成 24 年 10 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 野村證券株式会社

- ・ 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等

1. 事実関係

- (1) 公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況

ア コンプライアンス態勢に係る問題

内部管理部門の役職員が、当社における法人関係情報の管理態勢の整備・運用状況は適正であり問題は生じ得ないと過信していたことなどから、内部管理部門は下記イからエの状況につき、法人関係情報の管理・営業の実態把握・法令遵守確認等を十分に行っていないなど、牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。

また、法令遵守態勢、法人関係情報の適正な管理態勢を構築・運用する責務を負っている役職員が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず不十分な対応に終始したことなどから、本件問題点を早期に把握・分析し、金融商品取引法の趣旨・目的に照らして適切な対応を取るという金融商品取引業者及び市場のゲートキーパーとして求められる役割を果たしていなかった。

イ チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達

機関投資家営業部署の職員が、収益第一主義の営業態勢等を同部署内に徹底したことにより、同部署内における法令遵守意識を欠落させ公募増資案件に係る法人関係情報の管理が不徹底な状況になっていた。機関投資家営業部署の職員は、「銘柄名を聞かなければ銘柄が推測できても問題ない」などの安易な考えから、恒常的に公募増資案件に係る情報を保有する他部署から、公募増資案件に係る法人関係情報又は銘柄名を推知し得る情報を積極的に取得し、営業に活用することが常態化していた。

ウ セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得

機関投資家営業部署内でヘッジファンドを担当する職員は、社内アナリストが知り得る公募増資に係る情報等を聞き出そうと執拗に接触を行い、公募増資案件に係る法人関係情報の積極的な取得を行っていた。なお、一部の社内アナリストにおいては、公募増資予定銘柄に関する売買管理部のチェック状況を安易に回答していた。

エ 機関投資家営業部署内での情報共有

機関投資家営業部署内においては、職員が取得した公募増資案件に係る法人関係情報について、銘柄名を言う場合には、「噂だが」などの付言をすれば問題ないとして、部内で公募増資案件に係る法人関係情報の共有が行われた。

(2) 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況

ア 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為

(ア) 法人関係情報を保有する部署から恒常的に法人関係情報を入手していたA部長は、甲株式の公募増資案件に係る法人関係情報（以下「甲社情報」という。）を入手し、部下のB課長とともに、顧客に対し、甲社情報が公表される以前に、甲社情報を提供して甲株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。

また、A部長は、他の顧客に対し、甲社情報が公表される以前に、甲社情報を提供して甲株式の公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。

(イ) 乙株式の公募増資案件に係る法人関係情報（以下「乙社情報」という。）を入手したC部員は、顧客に対し、乙社情報が公表される以前に、乙社情報を提供して乙株式の公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。

(ウ) 社内アナリスト等から情報収集を行い、丙株式の公募増資案件に係る法人関係情報（以下「丙社情報」という。）を入手したD部員は、顧客に対し、丙社情報が公表される以前に、丙社情報を提供して丙株式の売買の勧誘を行ったと認められる。

イ その他不適切な業務運営状況

(ア) 公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供して勧誘した可能性が高い複数の事例が認められた。

(イ) 公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供した可能性のある複数の事例が認められた。

上記（1）及び（2）の実態を把握していなかったという点で、当社経営陣の法人関係情報の管理態勢に関する実効的な管理・監督が十分行われておらず、経営管理態勢は十分なものではなかったと認められる。

2. 法令適用

当社における上記1.（1）及び（2）イのような、公募増資案件に係る法人関係情報の管理態勢は、不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務の運営状況にあるものと認められ、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。

また、上記1.（2）アのような、有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為は、当社における法人関係情報の管理態勢に不備が認められる状況の下で発生、看過されているものであり、会社行為と認められ、金融商品取引法第38条第7号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第14号に該当するものと認められる。

さらに、上記全体については、本協会定款第28条第1項第4号に規定する「取引の信義則に反する行為」と認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、野村證券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課3億円

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

以下の事項を含んだ「再発防止策」を策定し、その実施状況を書面で報告すること。

- ① 経営陣主導のもとで、既に策定している改善策を確実に実施・定着させ、実効性のある内部管理態勢を構築すること
- ② 役職員に対して法令等諸規則の趣旨等について正しく理解させることに加えて、役職員一人ひとりの倫理意識を向上させること

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

協 会 員 の 概 要

(平 2 4 . 1 0 . 1 6)

○ 野村證券株式会社

- ① 所 在 地 東京都中央区日本橋 1－9－1
- ② 代表者名 取締役会長 古賀 信行
- ③ 資 本 金 100 億円
- ④ 店 舗 数 190 店舗
- ⑤ 役職員数 14,768 名

(注) 資本金、店舗数及び役職員数は、平成 24 年 3 月末現在。

定 款 (昭 48. 6. 7)

— 抜 粹 —

(会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } (省 略)
2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 取引の信義則に反する行為をしたとき。

5 } (省 略)
6 }

7 第 19 条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

8 } (省 略)
12 }

- 2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。
- 4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。
- 6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
- 7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。
- 8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
- 9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
- 10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第29条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

定款の施行に関する規則（昭48.7.2） — 抜 粹 —

(取引の信義則違反)

第14条 定款第23条及び第28条第1項第4号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは協会の信用を失墜し又は本協会若しくは協会に対する信義に反する行為をいう。

- 1 本協会の業務若しくは他の協会の営業に干渉し又はこれを妨げること。
- 2 有価証券の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- 3 株券を買集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用してその株券の発行会社の関係者に対しその意に反してその株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の直接又は間接の委託に応じて、その銘柄の株券の買付け又は買付けの取次ぎを行うこと。

協会に対する処分等に係る手続に関する規則（平22.6.28） — 抜 粹 —

(処分の公表)

第15条 本協会は、定款第28条第1項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会に通知する。

- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
- 3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から5年間とする。

インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について

平成 24 年 10 月 16 日

日本証券業協会 自主規制会議

本年 7 月 17 日の自主規制会議において、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題など証券投資及び証券業界について国民に不信感を与えかねない事案の発生に鑑み、重大な法令違反行為の再発防止をはじめ、証券業界に対する信頼の回復、向上に向けた方策について検討する旨を決議し、これを「会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について」として取りまとめた。

これを受け、自主規制会議では、9 月 18 日及び 10 月 2 日の 2 回に亘り、発生した個別事案等を確認するとともに、これらの個別事案を踏まえた課題や取組み、あるいは国内外のインサイダー取引規制等に関して幅広い関係者等から意見を伺ったところである。

今般、自主規制会議では、個別事案を踏まえた会員の課題や取組み及び関係者等からの意見を踏まえ、インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針を以下のとおり取りまとめた。

今後、これらの対応方針に沿って、自主規制会議及び各ワーキング・グループ等において具体的な対応を進めることとする。

なお、法令違反行為の再発防止をはじめ、証券業界に対する信頼の回復、向上のためには、本対応方針に基づく規制等の整備がなされることに加え、会員の役職員の一人一人が証券会社の役割や証券規制の趣旨を理解するとともに、特に職業人としての倫理観を保持し、行動することが肝要であり、常日頃からそれらを醸成する取組みが必要であるとする。

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
1. 法人関係情報の管理態勢に係る対応 (1) 法人関係情報の管理態勢の点検	引受証券会社を対象に法人関係情報に関する管理態勢について点検を要請した。(別紙 1 参照) [点検事項] ① 社内組織体制の状況 －引受部門、法人営業部門、管理部門の体制等	・ 8 月 24 日に要請済み。9 月 28 日締め切りで点検結果の報告を求めた。

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
(2) 法人関係情報の管理等に関連する自主規制規則等の見直し	② 法人関係情報の管理状況 －社内規則、チャイニーズ・ウォールの整備状況 －管理部門によるモニタリング状況 等 ③ 上記①及び②に係る課題と取組み 昨今のインサイダー取引事案及び証券会社の法人関係情報の管理態勢に係る自主点検結果等を踏まえ、自主規制規則等に関して次の事項について検討する。 ① 法人関係情報の取扱いの厳格化 ・法人関係情報を取得している場合における、それを示唆する情報や他の情報と相まって法人関係情報となりえる情報の伝達・利用に関する規制について ② 営業部門と法人関係部門の関係の見直し ・営業部門から法人関係部門に対する不正な追及、詮索などを規制することについて ・法人関係部門から営業部門に法人関係情報を伝達する場合の手続きの厳格化について ③ 営業部門における内部管理態勢の強化 ・営業部門による情報漏えいを防止するための措置を各社の社内規則で定めることについて ④ 営業部門と顧客の関係の見直し ・顧客から不当な(あるいは執拗な)情報要求があった場合の対応について ・顧客に対する「法人関係情報の取得を示唆する情報」などの提供を規制することについて ⑤ 調査部門及びアナリストに対する規制の見直し ・アナリストが、営業部門から法人関係情報等に関する問合せを受けた場合の対応について	・平成 24 年 12 月を目途に規則等の見直しについての要綱を作成。

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
	⑥ 社内のモニタリング態勢の強化 ・日常的なモニタリング態勢の構築について ・法人関係情報管理に係る社内検査について、定期的な検査のほか、必要に応じた随時の検査を行うことについて	
2. 自主制裁の強化 ○ 自主制裁(処分)のあり方について	これまで自主制裁の考え方については、検討を行い公表してきているが、自主制裁の見直しについての提言が行われていることを踏まえ、次の事項について検討する。 ① 過怠金について ・協会の処分に關し、過怠金の上限額引き上げ等更なる厳格化の要否について、今後の自主規制会議において議論する。 ② 重大違反者の復帰禁止（不都合行為者の取扱い）について ・不都合行為者制度の見直しの要否について、今後の自主規制会議において議論する。 ・例えば、重大な金商法違反で登録取消しとなった会員に關して、その原因となった行為当時の役員を一級不都合行為者とするこゝについて検討する。	・金融審の議論及び法改正の動向を踏まえ、平成25年6月を目途に結論を得る。 ・平成24年12月を目途に検討。
3. 監査及び売買管理に關する協力体制の強化	先般、7月13日に東京証券取引所から、インサイダー取引防止の徹底に向けた取組み等が示されたところであるが、引き続き、証券取引所との協力体制を強化すべく次の対応を行う。 ① 監査に關する協力体制の強化 今後の証券取引所との合同監査において、より一層の協力体制を強化する。	・引き続き対応。

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
	② 売買管理体制の強化（別紙2参照） 取引所外取引に関する約定情報（取引証券会社名を含む）については、証券取引所・監視委員会の売買審査等に活用されるよう、日々、本協会より情報提供を実施し、協力体制を構築。また、必要に応じ、更なる証券取引所・監視委員会との協力体制の強化につき検討を行う。	
4. 研修及び資格試験制度の見直し (1) 研修制度	ルールの見直しだけでなく、今般の事件を受けて高いコンプライアンス意識、倫理観、責任感の向上が必要との認識から研修制度、資格試験制度について次の対応を行う。 ① 「倫理」意識の醸成及び法令・諸規則等コンプライアンス研修の充実に向けた対応（別紙3-1参照） (イ) 経営者層を含め各研修に「倫理」意識の醸成及びコンプライアンスの徹底に関する講義内容を充実する。 (ロ) 平成24年度研修の代表者セミナーにおいて、経営者の倫理意識の醸成及びコンプライアンスの徹底に関する内容を充実する。 (ハ) ケース・スタディを通じた参加者間のグループ・ディスカッションなど受講者参加型研修を実施する（別紙3-2参照）。 (ニ) インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に関する特別研修を実施する（別紙3-3参照）。	・平成24年度中を目途に対応。 ・平成24年9月の研修から実施。 ・平成24年9月の研修から実施。 ・平成24年10月～11月に東京会場で2回・大阪会場で1回実施。更に別途、特別研修の開催を検討。

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
(2) 資格試験制度	② 協会員における社内研修の充実等に向けた対応 (イ) 経営者の倫理意識の醸成等に向けた社内研修プログラムの導入について検討する。 (ロ) 現場における利益第一主義、グレイ業務の推進等及び誤解や企業倫理にもとる行動を抑止する観点から、更なるコンプライアンスの徹底を図るため、次の事項について検討する。 (i) 社内研修の受講対象者を役員も含めた全役職員とすること。 (ii) 協会規則に定める社内研修に、倫理の醸成及びコンプライアンスの徹底を必須プログラムとすること。 (iii) 社内研修の成果として、職責に応じ外務員資格試験又は内部管理責任者試験を受験するなど具体的な効果を測定する措置を講じること。 (iv) 行政処分を受けた会社は、社内研修を含めた自主的な再発防止策の取組みを公表(各社 HP 上など)すること。	・平成 24 年度中を目途に検討。 ・平成 24 年度中を目途に検討。
	③ 資格更新研修の充実に向けた対応 (イ) インサイダー取引防止及び法人関係情報管理に関する内容を適宜盛り込んだ形で資格更新研修の内容を改訂する。	・平成 24 年度中を目途に対応。
	(ロ) 継続して知識を更新するという研修の性質を踏まえ、従来の幅広い知識を盛り込むことに加え、トピックス的な内容(法人関係情報の管理やインサイダー取引など)を適宜盛り込む方式にするといった研修コンテンツ等の見直しについて検討する。	・平成 24 年度中を目途に検討。
	① 外務員等資格試験の充実に向けた対応 (イ) 今般のインサイダー事案を踏まえ、インサイダー取引防止及び法人関係情報管理に関する問題を	・平成 24 年度中を目途に対応。

項 目	対応方針	対応時期 (目途)
	追加作成する。 (ロ) 外務員資格試験・内部管理責任者資格試験について、外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）に基づき出題する枠組みを構築する。 ② 外務員必携及び内部管理責任者必携の充実に向けた対応 外務員必携及び内部管理責任者必携について、今般のインサイダー事案を踏まえ、インサイダー取引防止及び法人関係情報管理など社会問題となった事象については、事例として紹介する等の内容を記載した必携の追補版を作成する。	・平成 24 年度中を目途に対応。 ・平成 24 年度中を目途に対応。

法人関係情報の管理態勢の点検結果概要について

平成 24 年 10 月 16 日

日本証券業協会

1. はじめに

本年 8 月 24 日、本協会は東京証券取引所自主規制法人及び株式会社大阪証券取引所と共同で、会員各社（金融庁から点検報告を求められた 12 社を除く）に、法人関係情報の管理態勢についての点検を求めたところである。

法人関係情報の管理態勢の点検結果概要は、以下のとおりである。

2. 点検結果報告書の提出状況

報告書提出会員 53 社（株式引受業務を行っている会員）

うち自社のホームページ等に点検結果報告書を掲載している会員 15 社

※10 月 16 日現在（日証協調べ）

なお、株式引受業務を行っていない会員からはその旨の報告を受けた。

3. 点検結果報告書の概要

（1）社内管理体制、法人関係情報の管理状況について

各社とも、その規模や実態に応じて、社内管理体制の整備を図り、法人関係情報の管理を行っていることが、概ね確認された。

なお、各社においては、法人関係情報の管理態勢を一層強化、向上させるため、現行の管理に加え、以下の課題及び取組みの検討や実施を行う旨の報告を受けた。

（2）法人関係情報の管理に関する課題及び取組みについて

① 法人関係情報の取扱いの厳格化

（例）・法人関係情報受領者の絞り込みを行い、情報保有者の明確化を図る。

・自社にかかる法人関係情報についても、取扱いの厳格化を図る。

② 営業部門と法人関係部門の関係の見直し

（例）・営業部門から法人関係部門に対する法人関係情報に絡む問合せを禁止する。

③ 営業部門における内部管理体制の強化

（例）・外部宛送信メールの利用を制限する。

・私用携帯電話による業務上の利用を禁止する。

④ 営業部門と顧客の関係の見直し

(例)・顧客から不当に法人関係情報の提供等を求められた場合の取扱いをルール化する。

- ・法人関係情報の提供を執拗に求める顧客については、取引停止を含めた対応を行う。

⑤ 調査部門及びアナリストに対する規制の見直し

(例)・アナリストをイン（情報保有）登録した場合のみ、アナリスト・レポートの発行を不可とする。

⑥ 社内のモニタリング体制の強化

(例)・通話記録、社内メール、E-メールのモニタリングによる監視を強化する。

- ・内部通報制度の利用促進を図る。
- ・社内監査をより深度ある監査とする。

⑦ その他

(例)・研修内容を充実させて、役職員の倫理観のより一層の向上を図る。

- ・経営トップにより職業倫理の重要性を徹底させる。
- ・コンプライアンスを重視した人事考課の見直しを行う。
- ・役職員から法令諸規則等遵守に関する「誓約書」を徴求する。

以 上

別紙2

東証総管経第10号
東証自考査第114号
東証自売審第27号
平成24年7月13日

取引参加者代表者 各位

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 斉藤 惇

東京証券取引所自主規制法人
理事長 林 正和

インサイダー取引防止の徹底に向けた取組み等について

拝 啓 平素は、株式会社東京証券取引所及び東京証券取引所自主規制法人（以下「当取引所」と総称いたします。）における公正かつ円滑な市場運営業務の遂行に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、誠に遺憾ながら、公募増資に係る未公表重要事実に基づきインサイダー取引を行うなどの不祥事が続発しています。更に残念なことには、こうした未公表重要事実が、当取引所の取引参加者の従業員からもたらされたと認められており、市場関係者のみならず、社会一般からもその法令遵守態勢に疑念の目が向けられているところです。

そもそも、証券会社は投資家と証券市場とを結ぶ市場仲介者として、高潔で誠実なビジネスを行うことが、我が国証券市場に対する信頼の礎となっております。数年前に、大手証券会社の従業員が関与したインサイダー事件が発生した際、証券界として法人関係情報の管理態勢強化に係る自主ルール策定等の対応を行ったにもかかわらず、今回再び大手証券会社が関与する本件のような事案が発生したとなれば、証券市場への信頼の根幹が大きく揺らぎかねないものと、深く憂慮しています。

また、公募増資銘柄にまつわりインサイダー取引が行われているとの疑念は、これまでも特に海外投資家から指摘されてきたところであり、海外メディアからは我が国証券市場を「インサイダー天国」とあるとする報道も盛んに見受けられます。我々市場関係者一同が、今ここで襟を正し、再発防止に向けて断固たる対応を図らなければ、我が国証券市場が国際的信認を回復することはできないとの危機感を改めて共有しなければなりません。

そこで、当取引所としましては、インサイダー取引防止の徹底に向けて、かねてから不公正取引に係る売買審査や取引参加者に係る考査を行い、積極的に金融庁・証券取引等監視委員会と連携を行ってきたところではありますが、更に今回の事態の深刻さを踏まえ、別紙のとおり対応を行うこととしましたので、御連絡いたします。

また、取引参加者各位におかれましても、毀損した証券市場への信頼を回復すべく、経営陣の強いリーダーシップの下で、改めて自社の法人関係情報管理態勢をはじめとした法令遵守態勢全般の確認を行っていただくなど、不断の努力を尽くしていただきますよう、切にお願い申し上げます。

敬 具

インサイダー取引防止の徹底に向けた当取引所の取組み

項目	内容	備考
1. 法人関係情報管理態勢 検証の更なる強化	(1) 特務考査チームの編成 (2) 考査先選定方針の変更 (3) 考査手法の改善(法人関係情報 管理態勢考査のあり方検証チー ム(仮称)の立上げ) (4) 考査ワーキングパーティ(WP) 及び売買審査WPの緊急合同開催	- 法人関係情報管理態勢を専門的に考査するチームを、考査部において編成。 - 考査先として、法人関係情報取得件数の多い取引参加者を重点的に選定。 - 法人関係情報管理態勢に係る考査手法の充実(担当考査員の拡充、営業担当者等へのアプローチ強化、売買審査部との連携強化、「法人関係情報の管理態勢に関する点検」(金融庁)結果を踏まえた手法改善等)。 - 今般のいわゆる増資インサイダー問題を踏まえ、本資料記載の諸施策を含めた今後の対応について議論。
2. 内部者取引調査機能の 一層の充実	(1) 公募増資審査室の新設 (2) 引受証券会社に対するヒアリン グの実施 (3) 公募増資調査における社内外の 連携強化	- 公募増資銘柄に特化した不正取引調査を行うための専門部署を、売買審査部内に新設。 - 前売買監視統括責任者(株式部)が室長に就任。室員は10名超を予定。 - 公募増資銘柄の不正取引調査を行うに際し、証券会社引受部門と接触した関係者にその経緯等に関するヒアリングを積極的に実施し、情報フローを細部まで把握。 - 当取引所における市場運営会社と自主規制法人との連携、並びに当取引所と金融庁、証券取引等監視委員会、日本証券業協会及び取引参加者との連携をさらに強化。

1

3. 啓蒙活動の更なる推進	(1) コンプライアンス担当者等を対 象にしたセミナーの開催 (2) 取引参加者への積極的な情報発 信・意見交換	- 取引参加者や上場会社向けに、法人関係情報管理及び内部者取引に焦点を絞ったセミナーを開催。 - 取引参加者の本・支店等での出張セミナーを実施。 - 取引参加者の実務者に対し、コンプライアンスの観点から積極的な情報発信、意見交換等を実施。
---------------	---	---

以 上

・定款第7条第1項第11号

協会員の役員及び従業員並びに金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員の試験、研修等を行い、その資質の向上を図ること。

法令及び自主規制規則等の理解の向上に関する研修

○ 協会員の信頼性向上を図ること、また、金融商品取引業務に必要な法令・諸規則等に関する理解の向上に資することを目的として、役職員におけるコンプライアンス意識や、倫理観・プロフェッショナル意識の向上に資するための研修を実施する。

自主規制規則に根拠のある研修

代表者セミナー <代替研修>

<研修対象者>：会員代表者 及び 特別会員代表者

役員研修 <代替研修>

<研修対象者>：協会員の役員等

内部管理統括責任者研修 <義務研修・代替研修>

<研修対象者>：内部管理統括責任者

内部管理統括補助責任者研修 <義務研修・指定研修>

<研修対象者>：内部管理統括補助責任者

内部管理責任者研修 <指定研修>

<研修対象者>：内部管理責任者等

営業責任者研修 <指定研修>

<研修対象者>：営業責任者等

外務員資格更新研修 <義務研修>

<研修対象者>：登録外務員

コンプライアンスの内容をテーマとしている研修

コンプライアンス基礎講座

<研修対象者>：新たに外務行為に従事しようとする者等

コンプライアンス実務講座

<研修対象者>：主に内部管理部門等の担当者等

リスク管理講座

<研修対象者>：主に内部管理部門等の担当者等

営業員コンプライアンスセミナー

<研修対象者>：協会員の営業員等

企業倫理講座

<研修対象者>：特に限定なし

その他

① 社内研修の支援

- ・講師派遣：協会員の社内研修を支援するため、本協会職員の派遣及び法律家・専門家等の講師紹介を行う
- ・研修資料の提供等：講義内容を収録したDVDの貸与等

② DVD研修（各地区協会において実施）

コンプライアンス以外の内容をテーマとしている研修

証券業務基礎講座

<研修対象者>：新たに外務行為に従事しようとする者等

証券業務実務講座

<研修対象者>：協会員の営業員等

平成24年度「企業倫理講座」(東京会場) 日程表

1. 研修目的

協会員の役職員における倫理意識の向上を図るため、証券業務特有の企業倫理に係る考え方や問題点及び対応策などについての知識を深め、社内における倫理研修の参考に資することを目的とします。

2. 研修対象者

主に内部管理部門等の役職員

3. 研修日

平成24年9月4日(火)

4. 研修会場

「マツダホール」 (東京都中央区八丁堀1-10-7 マツダ八重洲通ビル9階)

5. 講義テーマ及び講師等

テ ー マ	講 師	時 間
オリエンテーション		13:00~13:05
「金融商品取引業者に求められる倫理観」		13:05~16:00
1. 講義 (前半)		(約50分)
・ 高い倫理観とプロフェッショナル意識		
・ 証券業務における倫理とは?		
・ 職業倫理が問題になったケース		
(後半)		
・ 不正行為の未然防止策と危機管理	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	
・ 不祥事発生時の対応及び再発防止策		
2. ケーススタディⅠ・Ⅱ	弁護士 渋谷 武宏 氏	(約70分)
・ ケーススタディに基づく個人検討		
・ 参加者同士によるディスカッション		
・ まとめ		
3. ディスカッション内容の発表		(約40分)
4. 講師による総評		(約15分)
5. ディスカッション内容のフィードバック		

以 上

**平成24年「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に関する
特別研修」(東京・大阪会場)**

1. 研修目的

会員の売買管理部門等のコンプライアンス部門の役職員を対象に、インサイダー取引に関する法令・諸規則等への理解をより深めることにより、会員のインサイダー取引防止の徹底に向けて、適切な受託執行及び法人関係情報管理に係る内部管理態勢の整備に資することを目的とします。

2. 研修対象者

主に売買管理部門等のコンプライアンス部門、監査・検査部門、売買審査部門の役職員等

3. 研修日及び研修会場

(1) 東京会場：平成24年10月3日(水)

日経茅場町カンファレンスルーム 東京都中央区日本橋茅場町2-6-1

(2) 大阪会場：平成24年10月18日(木)

日本証券業協会 大阪地区協会 会議室 大阪市中央区北浜1-5-5 (大阪平和ビル4階)

(3) 東京会場：平成24年11月7日(水)

東京証券会館 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

4. 講義テーマ及び講師

テ ー マ	講 師
「最近の事例を踏まえたインサイダー取引防止及び法人関係情報管理態勢の構築について」 1. 規制の概要と最近の動き ・インサイダー取引規制の構造と運用 ・法人関係情報の利用規制と体制整備 ・法改正の動き 2. 問題事例 (いわゆる増資インサイダー) ・国際石油開発帝石事件 ・日本板硝子事件(2件) ・みずほフィナンシャルグループ事件 ・東京電力事件 3. 体制整備のための視点 ・コンプライアンス意識向上のために ・Chinese Wallの機能向上のために 4. 最後に 一市場仲介者として求められる職業倫理とプロフェッショナル意識一	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 井上 聡 氏
「インサイダー取引防止の徹底に向けた本協会の取組み」	日本証券業協会 常務執行役 平田 公一

顧客資産の保全の観点をはじめ幅広く証券界の信頼性向上のための具体的な方策を検討するに際しての会員向けアンケート結果（要旨）について

平成 24 年 10 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年 9 月 18 日から 9 月 28 日までの間、会員に対し、顧客資産の保全の観点をはじめ幅広く証券界の信頼性向上のための具体的な方策を検討するに際して、以下の項目について会員向けアンケート調査を実施した。

本アンケートでは、各会員の取組みや実情、本協会としての今後の取組みに関して、以下の概要のとおり、会員各社より意見が寄せられている。

本協会では、本年 11 月に具体的な方策に関する検討計画を取りまとめ、各施策に関して実務的な見地から検討を行い、実施可能なものから速やかに実行に移し、証券界の信頼性向上のため積極的に取り組んで参る所存である。

I. 自主規制としての取組みが期待されている事項等

1. 倫理観・責任感を向上させるための取組み
 - 会員各社において、役職員に対し、倫理観・責任感を向上させる取組み
 - 本協会の研修制度やプログラムの見直し
2. 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進
 - 会員各社の業務内容について、投資者・消費者に分かりやすく利用しやすい形で公表する等の取組み
 - 会員の主要株主及び大株主を公表する取組み
 - 公認会計士又は監査法人による財務諸表監査や公認会計士又は監査法人による分別管理監査の受検状況等の開示等
3. 不法行為や不芳情報などの通報制度
 - 自社及び他社の不法行為や不芳情報などの早期把握・早期対応
4. 自主制裁の見直し
 - 協会員及びその役職員に係る処分等の強化策等の検討

【意見の概要】

「倫理観・責任感を向上させるための取組み」については、各会員の規模・業容に応じて、創意・工夫を凝らした積極的な対応が確認できたが、本協会として、さらに一歩進めた証券界全体の信頼性向上のための取組みなどを期待する意見も多く寄せられている。

「投資者・消費者への積極的な開示」に関しては、各会員の取組みをさらに促すとともに、本協会における取組みについてもさらに進めるべきとも意見が多いものの、一方で、全会員に対して画一的な開示を求めるのではなく、各会員の規模・業容・地域性・営業範囲なども勘案したきめ細やかな対応を望む意見も少なくない。

Ⅱ. 最近の発生事案の問題点を踏まえ、本協会が対応すべき事項

1. 顧客分別金信託の不正流用を防止するための方策
2. 自社役員及び親会社役員等に対する会社からの多額の貸付けについて、本協会が早期に把握するための方策
3. 破たん後における顧客資産の返還等の円滑化のための方策

【意見の概要】

顧客資産の流用・投資者保護基金の発動などを契機として、第三者のチェックの強化の観点から検討している「財務諸表の外部監査の義務付けなど」に関しては、長年地元に着し地縁を生かした営業活動を行っている比較的小規模の会員から、監査費用等の増加により経営に与える影響なども大きいことなどから、適用範囲を含め再考すべきとの意見も少なくない。その他、本協会の監査・モニタリングやエンフォースメントの強化などに関する意見も寄せられている。

以 上

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

平成 24 年 10 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、本年 10 月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、臨時報告書の提出事由として高額な対価での子会社取得等が行われることが追加されたことに伴い、グリーンシート銘柄等の発行会社による高額な対価での子会社取得等が行われる場合についても本協会への報告（開示）が行われるよう、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」（以下「細則」という。）の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

（1） 子会社及び孫会社の異動に係る報告（開示）要件の追加

- ① 当該発行会社の業務執行決定機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得に係る対価の額が当該発行会社の純資産額の 15%以上となる場合は、遅滞なく、本協会に報告（開示）しなければならないこととする。

（細則別表Ⅰ、「報告事象欄」1(17)の「軽微基準欄」）

- ② 孫会社取得についても同様とする。

（同 7(9)の「軽微基準欄」）

（2） その他所要の規定の整備を行う。

3. 施行の時期

この改正は、平成 24 年 10 月 16 日から施行する。

以 上

1. 開示府令の改正(平成24年10月1日施行)

■ オリンパス事件が契機

- ・「売上高等の小さな会社に係る高額な対価による子会社取得について金融商品取引法上の開示がなされていなかった」などの指摘

■ 子会社取得・孫会社取得に係る開示要件を新たに追加(臨時報告書提出)

改正前(～H24.09)

特定子会社の異動(要件)

※ 対象会社の売上高等の規模で判断
次のいずれかに該当する場合は、開示が必要

	対象会社の	発行会社の
1	発行会社に対する 売上高・仕入高が	売上高・仕入高の10% 以上
2	純資産額が	純資産額の30%以上
3	資本金額・出資額が	資本金額の10%以上

(問題点)

- ① 高額な対価による子会社取得等
⇒ 対象会社の売上高等の規模にかかわらず、
開示対象外
- ② 複数の子会社取得等に係る取引を分割して実施
⇒ 実質的に一連の取引でも、個々の取引ごとに
重要性を判断(開示対象外の可能性)

改正後(H24.10～)

特定子会社の異動(要件)

引き続き存置

子会社取得・孫会社取得(要件)[新設]

- 1) 株式・持分の取得等(公開買付けの場合は適用除外)
- 2) 子会社取得等に係る対価の額
✓ 発行会社の純資産額の15%以上
※ 孫会社取得の場合は、発行会社の連結ベースで判断
- 3) 子会社取得等の一連の行為として、他の子会社取得等が実施(又はその決定が)された場合
✓ 他の子会社取得等に係る対価の額もすべて合算して、その合計額で提出事由に該当するかを判断

(参考)対価の額の合算

子会社取得等A (対価100億円)	+	子会社取得等B (対価300億円)	+	子会社取得等C (対価200億円)	...
----------------------	---	----------------------	---	----------------------	-----

実質的に一連の行為の場合 ⇒ 対価の額は600億円(合算)

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

2. 日証協規則の改正(各取引所も同様の改正を実施)

■ グリーンシート銘柄等に係る子会社取得・孫会社取得に関し、本協会への報告(開示)要件を新たに追加

改正前

子会社・孫会社の異動(要件)

次のいずれかに該当する場合は、開示が必要

【株式・持分の譲渡・取得/設立】

※ 対象会社の売上高等の規模で判断

	対象会社の	発行会社の
(a)	総資産額が	純資産額の30%以上
(b)	売上高が	売上高の10%以上
(c)	経常利益金額が	経常利益金額の30%以上
(d)	当期純利益金額が	当期純利益金額の30%以上
(e)	発行会社に対する 売上高が	売上高の10%以上
(f)	発行会社からの仕 入高が	仕入高の10%以上
(g)	資本金額・出資額が	資本金額の10%以上

注) 孫会社取得の場合は、発行会社の連結ベースで判断

【その他の子会社・孫会社の異動を伴う事項】
・役員の派遣等による実質支配基準の適用

改正後

子会社・孫会社の異動(要件)

次のいずれかに該当する場合は、開示が必要

【株式・持分の譲渡・取得/設立】

(a)から(g)は、引き続き存置

(h) 子会社取得・孫会社取得[新設:臨時報告書と同様]

- 1) 株式・持分の取得等(公開買付けの場合は適用除外)
- 2) 子会社取得等に係る対価の額
✓ 発行会社の純資産額の15%以上
※ 孫会社取得の場合は、発行会社の連結ベースで判断
- 3) 子会社取得等の一連の行為として、他の子会社取得等が実施(又はその決定が)された場合
✓ 他の子会社取得等に係る対価の額もすべて合算して、その合計額で開示要件に該当するかを判断

【その他の子会社・孫会社の異動を伴う事項】

・引き続き存置

(参考)子会社・孫会社の異動の方法

株式・持分の譲渡・取得/設立

公開買付け

その他

資料 7

平成24年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成24年9月度月次速報版）

平成24年10月16日
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	24年度 上期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	253	333	393	369	379	397	2,124	354.0
取引制度に関する相談	61	77	113	100	102	106	559	93.2
勧誘に関する相談	91	139	138	115	149	145	777	129.5
売買取引に関する相談	50	55	67	56	51	50	329	54.8
事務処理に関する相談	25	26	19	39	30	43	182	30.3
その他の相談	26	36	55	59	48	53	277	46.2
苦 情	87	96	80	74	76	73	486	81.0
勧誘に関する苦情	52	50	40	44	40	39	265	44.2
売買取引に関する苦情	14	22	24	19	18	11	108	18.0
事務処理に関する苦情	12	14	6	8	6	14	60	10.0
その他の苦情	9	10	10	3	12	9	53	8.8
あっせん	19	28	19	11	16	7	100	16.7
勧誘に関する紛争	15	25	19	11	14	6	90	15.0
売買取引に関する紛争	3	2	0	0	2	1	8	1.3
事務処理に関する紛争	1	1	0	0	0	0	2	0.3
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 23年度下期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	23年度 下期累計	下期月平均 (累計／月数)
相 談	451	340	434	350	343	406	2,324	387.3
取引制度に関する相談	122	116	127	120	89	111	685	114.2
勧誘に関する相談	137	129	154	118	113	131	782	130.3
売買取引に関する相談	96	47	74	53	72	57	399	66.5
事務処理に関する相談	43	23	31	23	20	31	171	28.5
その他の相談	53	25	48	36	49	76	287	47.8
苦 情	116	112	119	105	97	101	650	108.3
勧誘に関する苦情	80	73	72	62	50	57	394	65.7
売買取引に関する苦情	28	19	22	31	26	26	152	25.3
事務処理に関する苦情	3	17	18	4	13	7	62	10.3
その他の苦情	5	3	7	8	8	11	42	7.0
あっせん	36	33	32	17	25	24	167	27.8
勧誘に関する紛争	25	30	29	13	23	21	141	23.5
売買取引に関する紛争	11	3	1	4	2	3	24	4.0
事務処理に関する紛争	0	0	2	0	0	0	2	0.3
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 23年度及び前年度(22年)の状況
(単位:件)

	23年度 累計	23年度 月平均
相 談	4,358	363.2
取引制度に関する相談	1,309	109.1
勧誘に関する相談	1,365	113.8
売買取引に関する相談	802	66.8
事務処理に関する相談	388	32.3
その他の相談	494	41.2
苦 情	1,205	100.4
勧誘に関する苦情	692	57.7
売買取引に関する苦情	286	23.8
事務処理に関する苦情	134	11.2
その他の苦情	93	7.8
あっせん	308	25.7
勧誘に関する紛争	267	22.3
売買取引に関する紛争	35	2.9
事務処理に関する紛争	6	0.5
その他の紛争	0	0.0

(単位:件)

22年度 累計	22年度 月平均
4,099	341.6
1,487	123.9
974	81.2
567	47.3
454	37.8
617	51.4
1,009	84.1
498	41.5
257	21.4
141	11.8
113	9.4
239	19.9
184	15.3
47	3.9
3	0.3
5	0.4

2. 商品別処理状況(24年9月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	9月度 合計
相 談	129	79	126	2	0	2	59	397
取引制度に関する相談	41	13	25	1	0	2	24	106
勧誘に関する相談	25	47	66	0	0	0	7	145
売買取引に関する相談	25	9	14	1	0	0	1	50
事務処理に関する相談	23	3	5	0	0	0	12	43
その他の相談	15	7	16	0	0	0	15	53
苦 情	30	21	12	1	0	1	8	73
勧誘に関する苦情	11	19	8	0	0	1	0	39
売買取引に関する苦情	6	1	3	1	0	0	0	11
事務処理に関する苦情	11	1	1	0	0	0	1	14
その他の苦情	2	0	0	0	0	0	7	9
あっせん	3	0	1	0	0	3	0	7
勧誘に関する紛争	2	0	1	0	0	3	0	6
売買取引に関する紛争	1	0	0	0	0	0	0	1
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～9月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	681	508	683	15	3	4	230	2,124
取引制度に関する相談	212	121	129	3	0	4	90	559
勧誘に関する相談	136	259	346	3	1	0	32	777
売買取引に関する相談	148	72	95	5	2	0	7	329
事務処理に関する相談	91	17	33	3	0	0	38	182
その他の相談	94	39	80	1	0	0	63	277
苦 情	161	135	122	8	2	23	35	486
勧誘に関する苦情	48	103	86	2	0	22	4	265
売買取引に関する苦情	56	20	24	4	1	0	3	108
事務処理に関する苦情	38	4	6	2	0	0	10	60
その他の苦情	19	8	6	0	1	1	18	53
あっせん	17	24	34	3	0	22	0	100
勧誘に関する紛争	11	23	31	3	0	22	0	90
売買取引に関する紛争	5	0	3	0	0	0	0	8
事務処理に関する紛争	1	1	0	0	0	0	0	2
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 男女別処理状況(24年9月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	9月度 合計
相 談	211	166	20	397
取引制度に関する相談	60	36	10	106
勧誘に関する相談	76	61	8	145
売買取引に関する相談	22	26	2	50
事務処理に関する相談	26	17	0	43
その他の相談	27	26	0	53
苦 情	40	30	3	73
勧誘に関する苦情	16	20	3	39
売買取引に関する苦情	6	5	0	11
事務処理に関する苦情	12	2	0	14
その他の苦情	6	3	0	9
あっせん	3	1	3	7
勧誘に関する紛争	2	1	3	6
売買取引に関する紛争	1	0	0	1
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～9月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	1,096	924	104	2,124
取引制度に関する相談	326	198	35	559
勧誘に関する相談	386	361	30	777
売買取引に関する相談	134	173	22	329
事務処理に関する相談	109	64	9	182
その他の相談	141	128	8	277
苦 情	277	173	36	486
勧誘に関する苦情	130	104	31	265
売買取引に関する苦情	66	42	0	108
事務処理に関する苦情	46	13	1	60
その他の苦情	35	14	4	53
あっせん	40	35	25	100
勧誘に関する紛争	33	32	25	90
売買取引に関する紛争	5	3	0	8
事務処理に関する紛争	2	0	0	2
その他の紛争	0	0	0	0

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成 24 年 4 月～9 月）について

平成 24 年 10 月 16 日

日本証券業協会

当センターに寄せられた情報について

- ① 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までに寄せられた通報総件数は 2,352 件、1 日あたり平均通報件数は約 19 件。（前年同期：通報総件数 2,919 件、1 日平均約 23 件）
- ② 勧誘形態は、仲介業者を通じて勧誘するケースが約 83 パーセント、未公開会社自身が募集を行うケース（自己募集）によるものが約 17 パーセント。
- ③ 通報者の約 65 パーセントが 70 歳以上の高齢者で、60 歳代までを含めると約 89 パーセントを占める。
- ④ 商品別の通報件数では、「その他」に分類される通報が最も多く約 57 パーセントであり、未公開株、社債に係る通報がそれぞれ約 20 パーセントとなっている。
「その他」の内訳をみると、かつて通報者が購入した未公開株式等に関する「買取・被害回復」を持ちかけられたという通報が約 8 割を占めており、そのうちの約半数のケースで「手数料」などの名目で何らかの金銭を要求されている。
「買取・被害回復」に係る通報以外の約 2 割の部分については、投資事業組合出資証券、リゾート会員権、合同会社の社員権、外国為替取引に係る通報である。
- ⑤ 被害金額は、4 月～9 月累計で約 23 億 6,174 万円。商品別被害金額では、株式に係る金額が約 49 パーセントと最も多く、その額は約 11 億 4,740 万円となっている。
なお、9 月の被害金額は、約 3 億 8,476 万円で、8 月の被害金額約 2 億 9,825 万円から比べると約 30%増加している。
また、9 月の 1 通報あたり（被害金額を聴取している通報に限る）の平均被害金額は約 405 万円、1 通報における最大の被害金額は約 5,050 万円（未公開株の購入）である。
- ⑥ 勧誘手法からみると、電話だけで被害に遭うケースが約 72 パーセントであり、ダイレクトメールと電話の組合せで被害に遭うケースを含めると約 97 パーセントとなっている。
- ⑦ 勧誘経緯からみると、既に未公開株等を保有している投資家（一度被害にあった投資家も含む）に買い取りや被害回復を持ちかける『二次被害』に係るケースが非常に多い。中には、金融庁・証券取引等監視委員会等の公的機関や弁護士・会計士をかたり投資

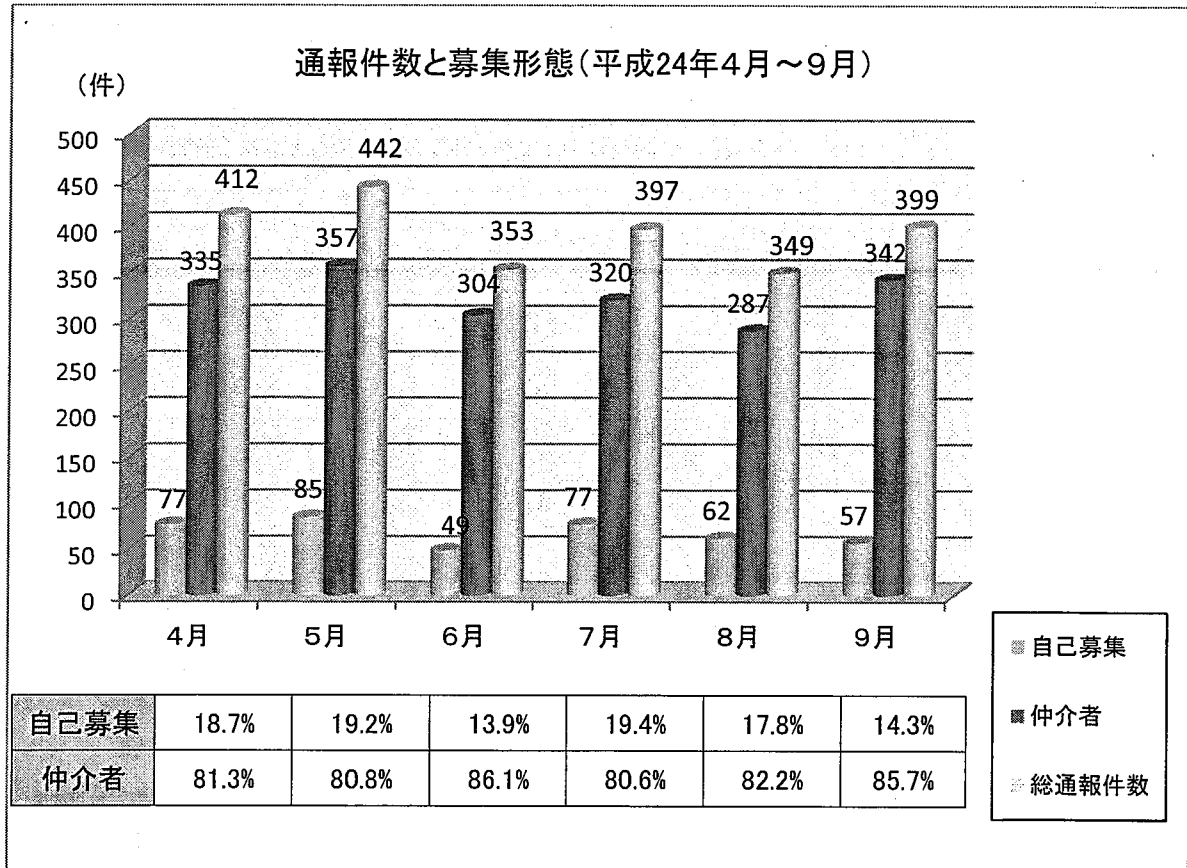
家を安心させた上で、手数料や他の有価証券の購入を求めるケースが見受けられる。

- ⑨ 証券会社との取引がある方からの通報件数（９月）は 399 件中 212 件（約 53 パーセント）であり、そのうち、被害金額を聴取している通報件数は 212 件中 40 件（約 19 パーセント）、被害金額は約 3 億 8,476 万円中約 1 億 6,879 万円（約 44 パーセント）である。商品別の被害金額では、未公開株が約 7,539 万円、社債が約 4,400 万円、ファンドが約 30 万円、その他が約 4,910 万円である。

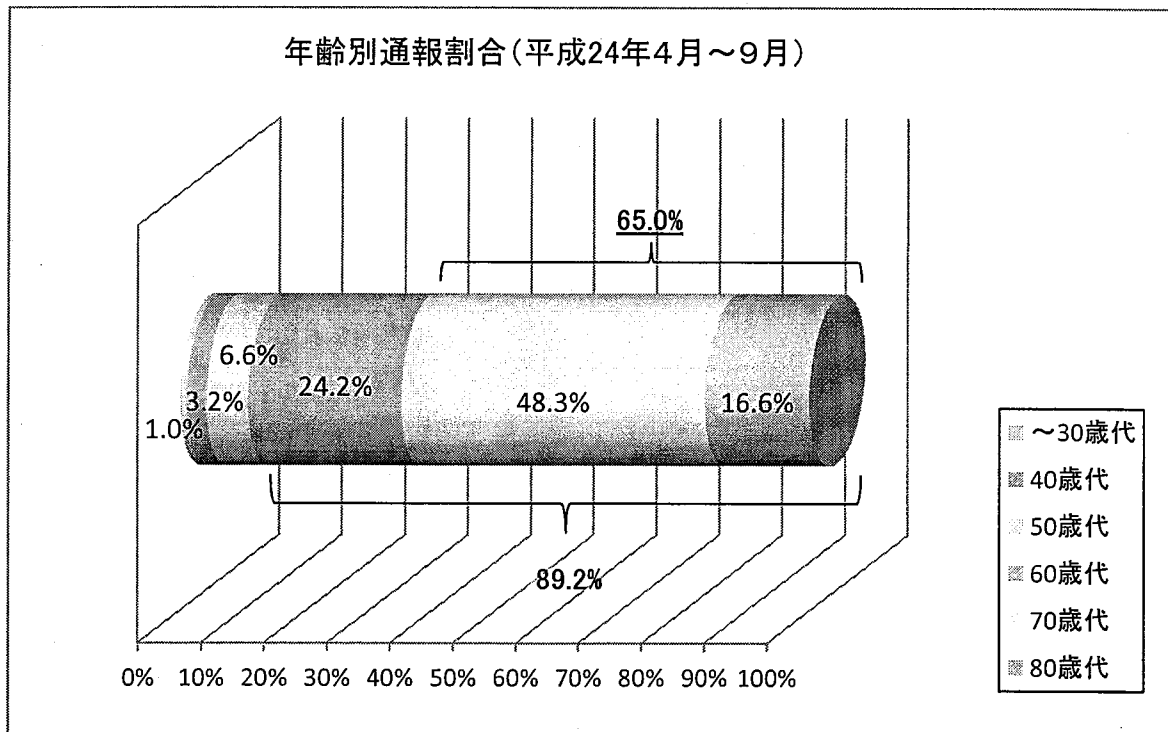
以 上

未公開株コールセンターへ寄せられた通報状況（平成24年4月～9月）

1. 通報件数と募集形態



2. 通報者の年齢別割合



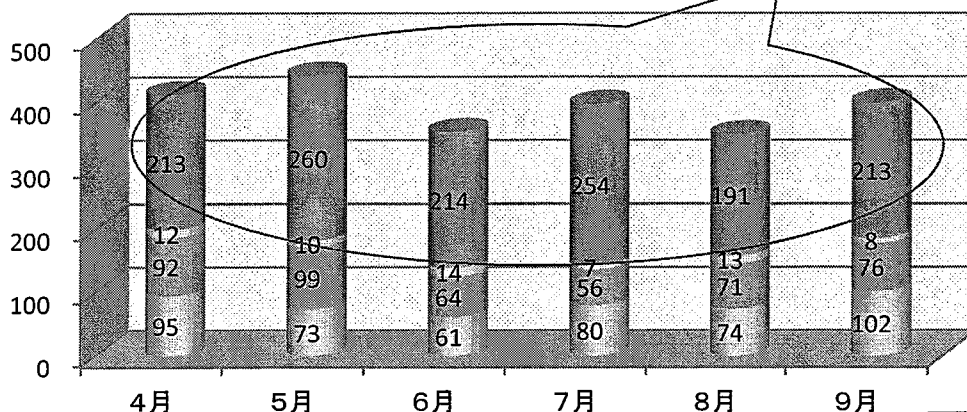
3. 有価証券別の通報件数

有価証券別通報件数(平成24年4月～9月)

「その他」内訳

- ・「買取・被害回復」に係る通報が約8割を占める。
- ・「買取・被害回復」に係る通報以外には、投資事業組合出資証券、リゾート会員権、合同会社の社員権、外国為替取引などに係る通報がある。

(件)

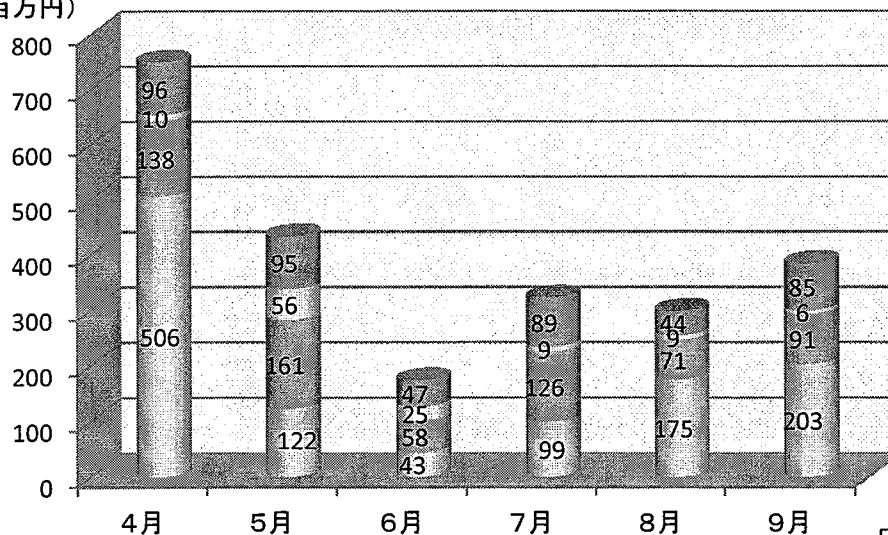


	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他	51.7%	58.8%	60.6%	64.0%	54.7%	53.4%
ファンド	2.9%	2.3%	4.0%	1.8%	3.7%	2.0%
社債	22.3%	22.4%	18.1%	14.1%	20.3%	19.0%
未公開株	23.1%	16.5%	17.3%	20.2%	21.2%	25.6%

4. 有価証券別の被害金額

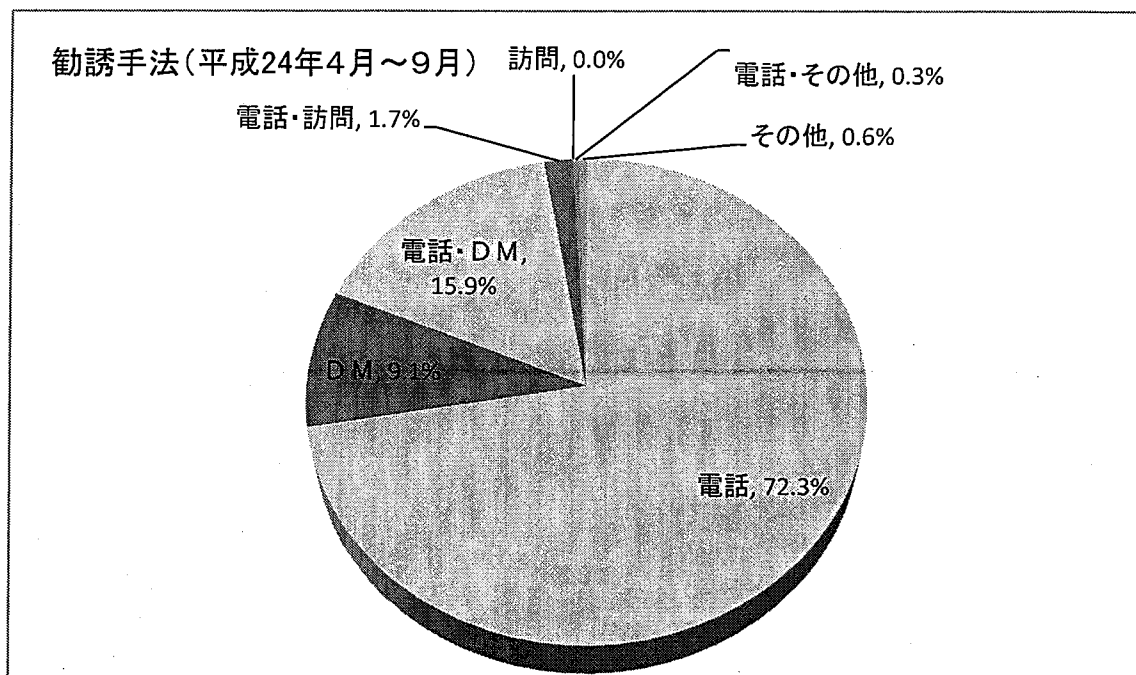
有価証券別被害金額(平成24年4月～9月)

(百万円)

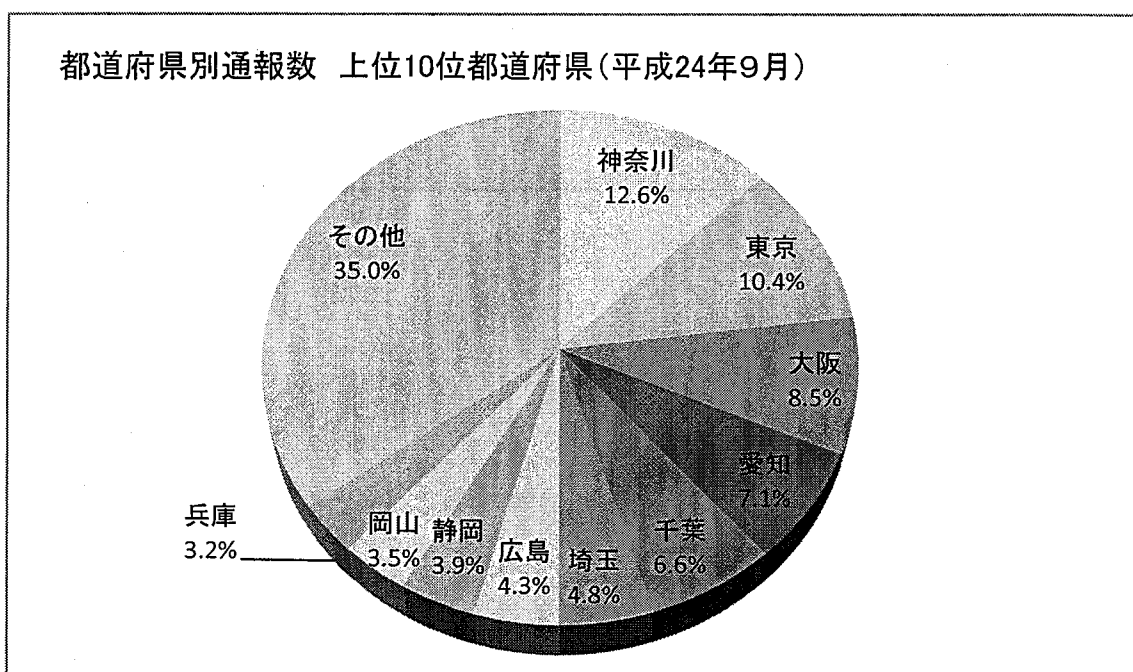


	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他	12.8%	22.0%	27.3%	27.5%	14.6%	22.1%
ファンド	1.3%	12.9%	14.4%	2.8%	2.8%	1.6%
社債	18.4%	37.0%	33.2%	39.1%	24.0%	23.6%
未公開株	67.5%	28.1%	25.1%	30.6%	58.5%	52.7%

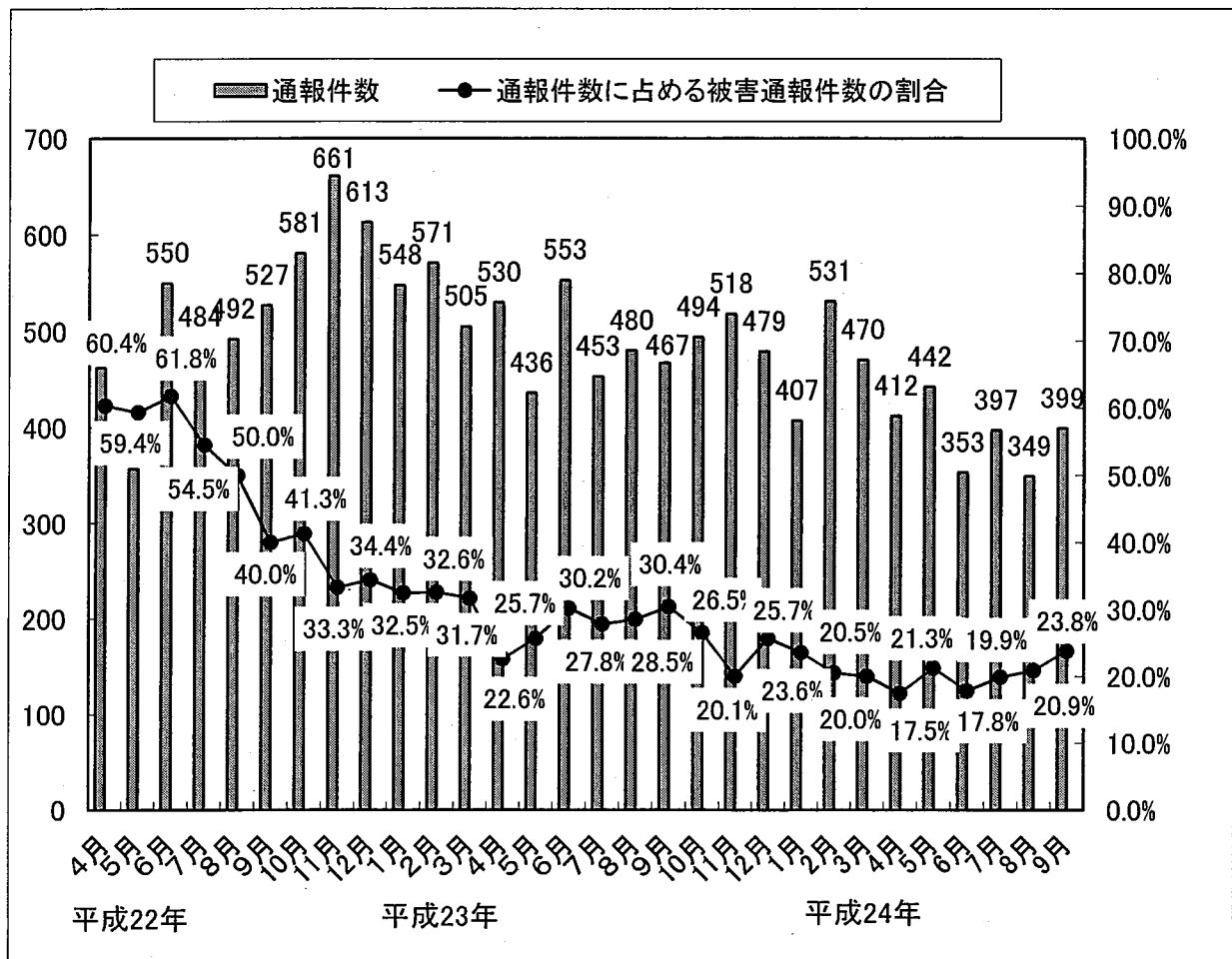
5. 勧誘手法



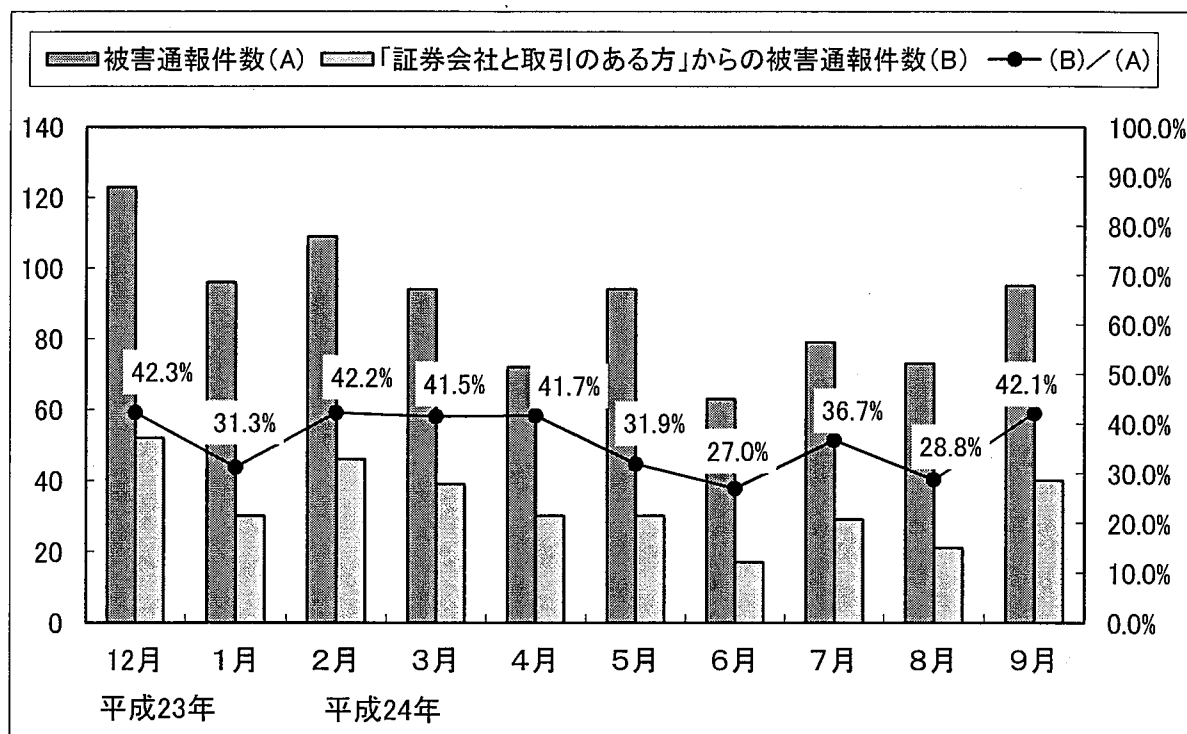
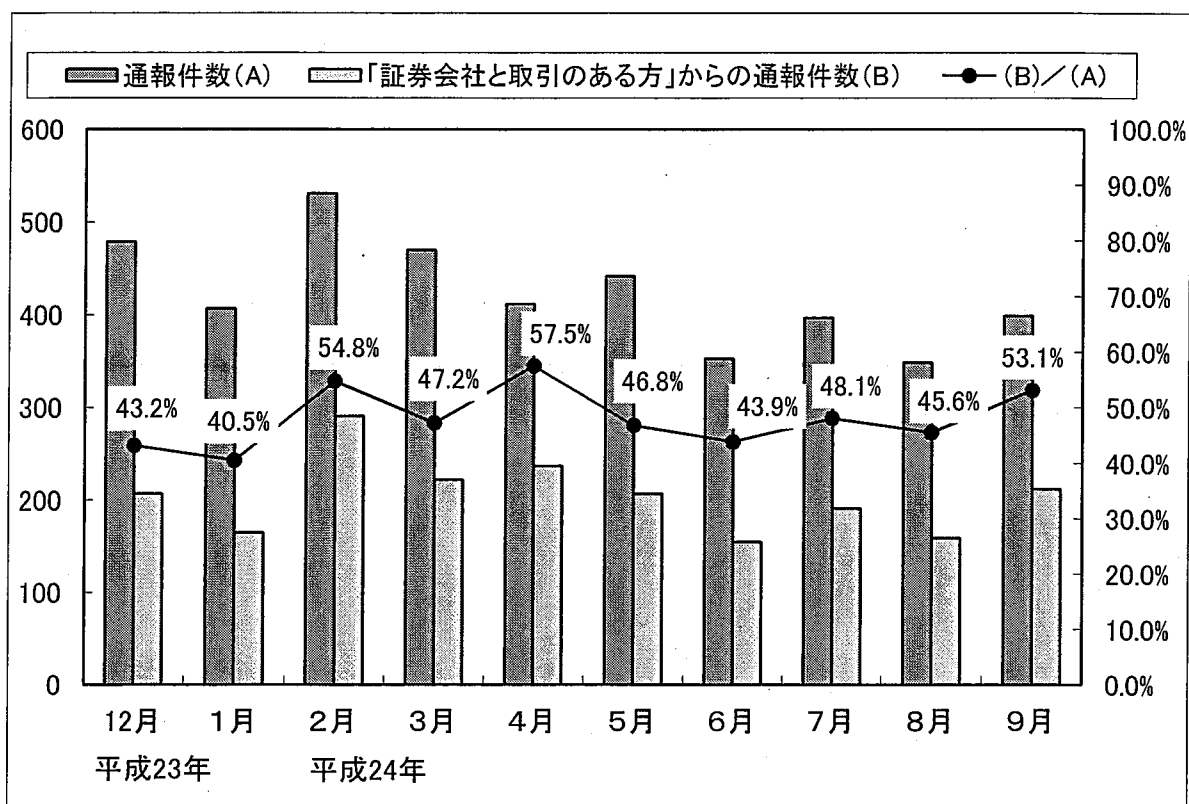
6. 都道府県別の通報件数の割合



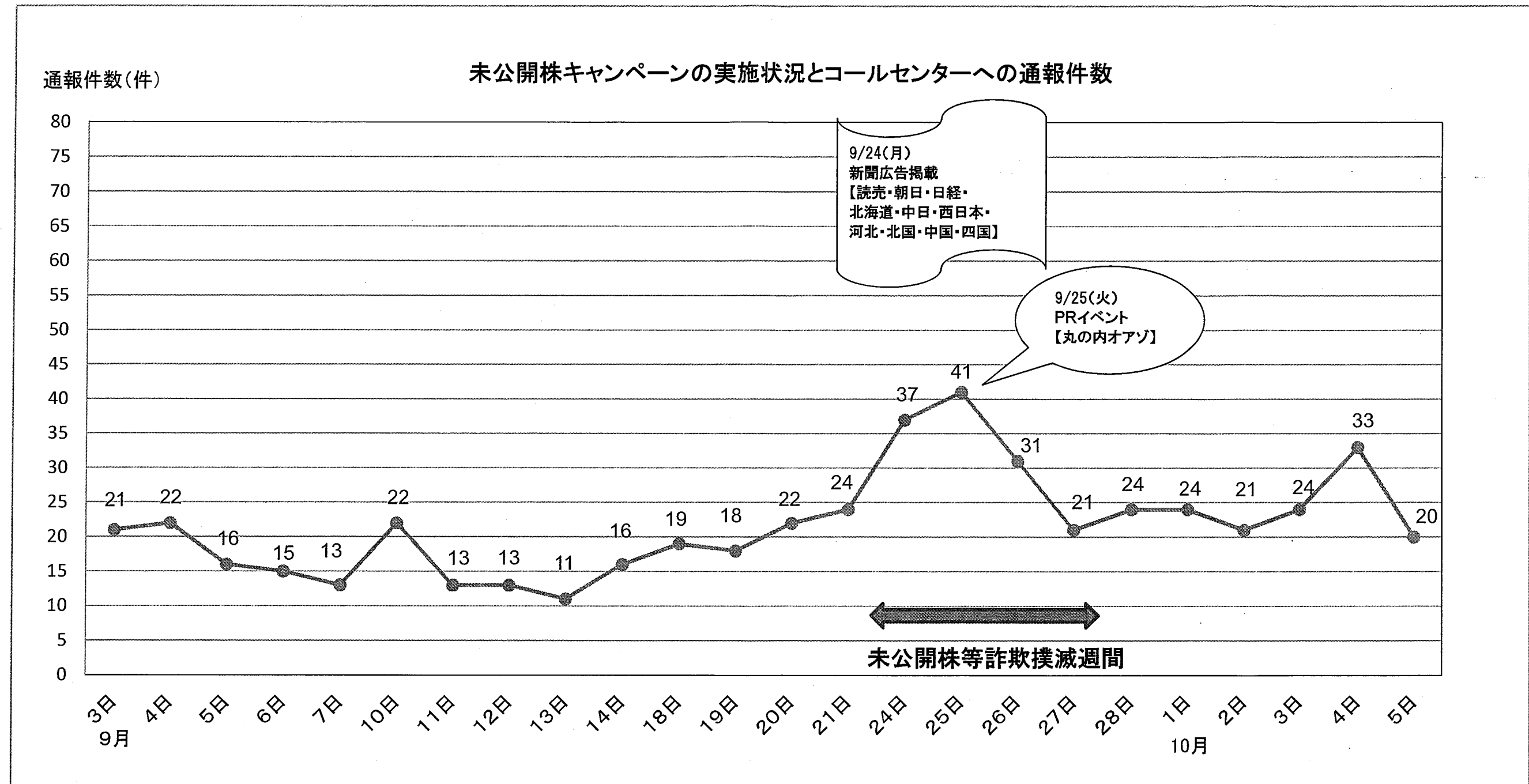
7. 通報件数に占める被害通報件数



8.「証券会社と取引がある方」からの通報件数



以 上



○通報件数
349件(8月) → 399件(9月)
+50件

資料 8

平成 24 年度上半期の協会員に対する監査結果について

平成 24 年 10 月

日本証券業協会

I 概要

(1) 監査実施数

平成 24 年度上半期に監査を実施した会社数は、会員 41 社、特別会員 26 機関。(監査結果を通知した会社数は、会員 36 社、特別会員 21 機関。)

(2) 平成 24 年度監査の重点事項

- ① 投資者保護の観点から適合性の原則の遵守状況、金融商品の説明及び勧誘状況の点検
- ② 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の充実・強化を一層推進する観点からその整備・強化の状況の点検について重点的に実施。

(3) 監査の指摘状況

- ① 会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 10 社で 23 年度上半期の 12 社に比べ 2 社減少。
- ② 特別会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 2 機関で 23 年度上半期の 11 機関に比べ 9 機関減少。

(4) 指摘内容

① 投資者保護関係

投資信託の乗換え勧誘に対する営業部店における承認において、本店担当部署が承認に際しての具体的な検証方法等を示していないことから、営業部店の内部管理責任者は目論見書を交付していることをもって、重要事項についても顧客に周知・説明されているであろうと判断し、実際に説明されたか否かを検証することなく乗換え勧誘取引を承認していた。

② 内部管理態勢関係

イ 複雑な投資信託の販売に係る勧誘開始基準について、社内規則を定めていたものの、営業部店において正しく理解されていなかったことから、勧誘が禁止されている高齢者に対して勧誘が行われていた。

ロ 投資信託の乗換え勧誘に係る記録の作成において、本店担当部署が記録すべき内容を明確に周知していなかったことから、営業部店の営業責任者や内部管理責任者は概算損益や乗換えに係る費用の欄が記載されていないことなどを見逃しており、また、事後チェックを行う本店担当部署においても不備を見落としていた。

③ これらの指摘に至った背景としては、依然として、以下のような内部管理態勢の不備が挙げられる。

イ 法令・諸規則の理解が不十分、又は誤った解釈をしていること。

ロ 社内通知等形式的な周知、指導は行っているもの、具体的な実効性のある適切な指導を行っていないこと。

ハ 営業部店に管理、点検を任せ切りにしており、本店担当部署において点検結果の適切性に対する実効性のある検証を怠っていること。

Ⅱ 監査実施状況

監査着手日ベース（平成 24 年 4 月～9 月に監査を着手）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	24 年度上半期	23 年度上半期	24 年度上半期	23 年度上半期
監査実施会社数	41 社 (注 1)	36 社	26 機関 (注 2)	35 機関
1 社平均の監査日数	5.7 日	5.9 日	5.2 日	4.9 日
(1 社あたりの監査日数)	(1～13 日)	(3～10 日)	(5～7 日)	(4～5 日)
1 社平均の監査人員	4.6 人	4.1 人	3.9 人	3.9 人
(1 社あたりの監査人員)	(2～13 人)	(2～15 人)	(3～6 人)	(3～6 人)

(注 1) 内訳は、証券取引所との合同検査 16 社、本協会単独の監査 25 社。

(注 2) 内訳は、都市銀行 2 機関、地方銀行 10 機関、第二地銀協地銀 10 機関、信用金庫 1 機関、生保 1 機関、その他 2 機関。

Ⅲ 監査結果の概要

結果通知日ベース（平成 24 年 4 月～9 月に結果通知を交付）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	24 年度上半期	23 年度上半期	24 年度上半期	23 年度上半期
法令・諸規則違反等を指摘した会社数	10 社	12 社	2 機関	11 機関
法令・諸規則違反等が認められなかった会社数	26 社	24 社	19 機関	13 機関
計	36 社	36 社	21 機関	24 機関

以 上